最終更新日:2016年6月30日
東洋刃物株式会社
代表取締役社長 高橋 允
問合せ先:022-358-8911
証券コード:5964
http://www.toyoknife.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、平成28年6月29日開催の第139期定時株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。)で創設された「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めることを目的としております。
また、株主・投資家の皆様の信頼を確保するうえで、公平かつ正確な情報が重要であると認識し、今後とも迅速な情報開示に努めていく所存であります。

【基本方針】
(1)株主の権利・平等性の確保に十分配慮いたします。
(2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
(3)適切な情報開示と透明性・公正性の確保に努めます。
(4)取締役会において透明・公正かつ迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
(5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
当社は、当社の株主構成を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、株主総会招集通知の英訳等については、事務負担や費用対効果の観点も考慮し、海外株主比率が15%程度となった際に検討することといたします。

【原則3-1(5)】 情報開示の充実
社外役員の選任理由については、株主総会参考資料にて開示しております。社内役員の個々の選任の理由については、2016年6月の監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、2017年3月期から株主総会参考書類等にて開示予定であります。

【補充原則3-1-2】
当社は、当社の株主構成を勘案し、英文での情報開示については、事務負担や費用対効果の観点も考慮し、海外株主比率が15%程度となった際に検討することといたします。

【補充原則4-2-1】
当社は、取締役の報酬については、単年度の業績等を勘案して決定しております。中長期的な業績と連動する報酬や株式報酬等については、今後検討を進めてまいります。

【補充原則4-3-1】
当社は、社外役員の選任及び解任については一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有することを考慮し、独立社外取締役の意見も踏まえ適切に行っております。経営陣幹部の評価については基準を定めておりませんが、今後会社の業績等を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い選任や解任をする体制の構築を検討いたします。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用
当社は、独立社外取締役を1名選任しております。2016年6月の監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、複数の独立社外取締役を確保するよう検討しております。

【補充原則4-8-1】
独立社外取締役は、現状においては十分積極的に取締役会における議論に貢献しておりますが、今後独立社外取締役が複数となった際には、社外役員間での情報交換・情報共有の方法について検討いたします。

【補充原則4-8-2】
独立社外取締役は、現状は1名のため「筆頭」は特段定めておりませんが、経営陣との連絡・調整は十分図れております。今後、独立社外取締役が複数となった際には、経営陣との連絡・調整に関する体制整備を検討いたします。

【補充原則4-10-1】
独立社外取締役は、現状は1名であり、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に関して任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役会において指名・報酬などの特に重要な事項を検討する際には独立社外取締役の適切な関与・助言を踏まえて行っております。今後独立社外取締役が複数となった際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する体制の検討を行っていきます。

【補充原則4-11-3】
2016年6月監査等委員会設置会社への移行を機に、取締役による自己評価等を含む取締役会全体の実効性についての分析評価の方法・運営方法及び結果の概要の開示の方法等検討し、2017年3月期より開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式
当社は、いわゆる政策保有株式については、保有することが保有先企業との取引関係の維持・強化に資するものであり、それによって当社の

企業価値向上が見込まれることが確認できた場合に保有することとしています。また、政策保有株式のうち主要なものについては、定期的にそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを取締役会にて検証し、必要に応じて保有の狙い・合理性について説明を行います。議決権の行使については、保有先企業と当社の企業価値向上に資するかの観点から行うこととしております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
当社は、取締役との利益相反取引等については、法令等に従い、取締役会にて事前承認と事後報告を義務付けています。また、上記以外の関連会社・主要株主等との取引については、取締役会にて定めた社内規程に従い取引の承認を行っており、重要性に応じて事業報告・有価証券報告書に記載しております。なお、役員の利益相反取引の有無を把握するため、本人及び近親者(三親等内)と当社との間の取引の有無については毎年定期的に確認を行っております。

【原則3-1】 情報開示の充実
(1)当社の経営理念は以下のとおりです。
・お客様の満足感を創造し、業績の向上につとめる。
・信頼される品質をもって、社会に貢献する。
・参画と協調により、活力のある職場をつくる。
また、当社の経営戦略・経営計画については決算短信「3. 経営方針」にて開示しております。
(http://www.toyoknife.co.jp/ir/tanshin/139tanshin.pdf#page=8)
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。
(3)経営陣幹部・取締役の報酬については、業績・役職・批准すべき使用人等を勘案し、株主総会にて決議済みの限度額の範囲内で、取締役会から委任を受けて代表取締役が決定しております。
(4)経営陣幹部の選任及び取締役(監査等委員である取締役を除きます。)候補者の指名については、個々の能力、経験、人柄等に加え、全ての事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点から総合的に検討しております。監査等委員である取締役につきましては、財務・会計に関する知見や企業経営に関する経験を考慮し、適材適所の観点で総合的に検討しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会を原則月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する事項を決定しております。また、当社は業務執行の責任と役割を明確にし、業務執行機能を強化することを目的に執行役員制度を導入しており、執行役員会において、月次決算や利益計画等の業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の徹底を図っております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法が定める社外役員の要件及び、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠した独立性判断基準を策定しており、当該基準に該当し、かつ、取締役会において建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員候補に選定しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、監査等委員である取締役4名を含め12名で構成されております。豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する取締役や、独立した客観的な立場から監査・監督を行う監査等委員など、専門知識や経験等の異なる多様な人材で構成するものとしております。

【補充原則4-11-2】
取締役(監査等委員である取締役を含みます。)における上場会社の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2】
新任役員には、就任後速やかに役員としての心構えやコンプライアンス等に関する研修を実施します。社外取締役には、当社業務の特徴および業界を取り巻く環境等に関する研修や、事業所の見学会等を実施します。また、それ以外の役員に対しても適宜必要な研修の機会を提供し、その費用は会社が負担することといたします。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
株主との対話については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、前向きに対応し、合理的な範囲で、担当取締役が面談に臨むこととしています。また、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するために以下の体制・方針を定めます。
(1)株主との対話全般については、管理担当取締役がその統括を行います。
(2)株主との対話においては、管理部が主体となり、必要に応じて関連部門と連携し対応します。
(3)株主との対話については、個別面談以外に、年2回、機関投資家向けに決算説明会を実施しております。
(4)株主総会や決算説明会等において把握した株主からの意見・懸念等については、必要に応じて担当取締役が、社長や取締役会へ報告を行っています。
(5)インサイダー情報については、内部者取引管理規程を定め、本規程に従って厳格に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	577,300	36.60
株式会社七十七銀行	49,500	3.14
株式会社常陽銀行	49,500	3.14
東洋刃物社員持株会	32,700	2.07
みずほ信託銀行株式会社	28,000	1.78
株式会社仙台ビルディング	23,500	1.49
松井証券株式会社	21,600	1.37
道端良行	21,400	1.36
大同特殊鋼株式会社	20,000	1.27
株式会社仙台放送	20,000	1.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	17 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早川二郎	他の会社の出身者											○
林昭洋	他の会社の出身者							○				
鎌田宏	他の会社の出身者	○										
木田恭弘	他の会社の出身者	△										
中桐悟	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川二郎		○	株式会社仙台放送元代表取締役社長。なお、株式会社仙台放送は株主であり、その他の取引はありません。また、社外取締役個人は当社の株主でありますが、直接利害関係を有するものではありません。 なお、同氏は独立役員であります。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに経営に対する適切な助言・指導をいただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
林昭洋			株式会社地域経済活性化支援機構のシニア・マネージャー及び同機構の子会社であるREVICパートナーズ株式会社のシニア・マネージャーであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに金融や財務についての専門的な知識及び豊富な経験を有しており、経営に対する適切な助言・指導をいただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。

鎌田宏	○		株式会社七十七銀行代表取締役会長。なお、株式会社七十七銀行は当社の主な借入先かつ株主でありますが、その取引は定型的なものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
木田恭弘	○		株式会社常陽リース元代表取締役社長。なお、株式会社常陽リースは株式会社常陽銀行の連結子会社であり、株式会社常陽銀行は当社の主な借入先かつ株主であります。また、その取引は定型的なものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
中桐悟	○		株式会社地域経済活性化支援機構のマネージング・ディレクター及び同機構の子会社であるREVICパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに事業運営に携わってこられた豊富な経験・実績、見識を有しており、公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助する組織は、本社管理部門としております。当該者の任命・異動等については、監査等委員会の意見を尊重した上で行い、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保しております。また、補助に当たっては取締役（監査等委員であるものを除く。）をはじめ組織上の上長等の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査等委員会と会計監査人の連携状況
定期的に会計監査人からの報告・説明を受け、監査等委員会として監査の内容につき検討を加えております。また、監査計画や業務監査の内容等を随時報告し、情報の交換を行うことで相互の連携を深めることとします。
2. 監査等委員会と内部監査部門の連携状況
当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。
内部監査室は監査等委員会の定期監査による指摘・助言等を受け、被監査部門に対して迅速に対処すべく、指導部署に対して問題の改善を指示する等の対応をしております。また、監査等委員会に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっております。
3. 会計監査人と内部監査部門の連携状況
当社の内部監査部門である内部監査室は、会計監査人に対して、内部統制のモニタリング結果を報告することや、適宜的確な情報を提供し相互連携を図りながら監査する体制をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度およびストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の内容は、平成28年６月29日開催の定時株主総会における取締役報酬限度額の決議である年額１億50百万円の範囲内で設定しております。
監査等委員に対する報酬の内容は、平成28年６月29日開催の定時株主総会における監査等委員である取締役報酬限度額の決議である年額40百万円の範囲内で設定しております。
また、有価証券報告書において報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社において役員の報酬等の額の決定に関して具体的な方針は定めていないが、取締役個々の報酬等の額については業績、役職、比準すべき使用人等を勘案し代表取締役が決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部門は特に設けておりませんが、欠席された取締役会の審議内容については、管理部を中心に面談または書面にて説明および報告しております。また、経営に関する重要事項が発生した場合は逐次面談または書面にて情報の伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）会社の機関の内容
経営方針の決定等にあたっては、会社経営の最高意思決定機関としての取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じ随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、業務執行の責任と役割を明確にし、業務執行機能を強化することを目的に平成23年７月から新たに執行役員制度を導入し、執行役員会を毎月開催し業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の迅速なる徹底を図ることとしております。更に、グループ総合会議を定期的に開催し、当社グループ全体として課題の共有化と収益向上のため連携を強化しております。
（2）監査等委員会
監査等委員会は常勤監査等委員１名と社外監査等委員３名を含む４名で構成されており、監査等委員会を原則四半期に１回開催し、経営・倫理両面での監査体制を確立しております。
なお、常勤監査等委員は社内の主要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を執るとともに、各事業所に対する業務監査および子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しております。
（3）内部監査の状況
内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。
（4）会計監査の状況
3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は草野和彦氏および小池伸城氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。
なお、会計監査人には、正確な経営情報を提示し公正不偏な立場から監査が実施されるよう配慮しております。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士８名およびその他７名であります。
当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する監査証明に基づく報酬は年間22百万円であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定に関する方針は特に定めておりませんが、監査の対象範囲や監査に係る要員および監査に要する時間等を勘案し、公認会計士法第２条第１項に規定する監査証明業務に基づく報酬として妥当と判断する内容で監査報酬を決定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用することにより、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が取締役の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年６月８日にアナリスト・機関投資家向けに平成28年３月期決算説明会を開催し、決算の概要および今後の展望につきまして説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	本社担当取締役または本社担当執行役員を情報管理責任者とし、社内規程「内部者取引管理規程」に基づき開示情報の管理・集約を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方
当社は監査等委員設置会社であり、監査等委員である社外取締役3名を含む4名により監査等委員会を構成し、取締役会や重要な会議への出席のほか、定期的な業務及び財産の状況に関する調査を行い、取締役等に対する助言又は勧告等の意見の表明など必要な措置を行う体制をとっております。
2. 内部統制システムの整備状況
当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。
内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。
また、監査等委員会の定期監査による指摘・助言等を受け、迅速に対処すべく指示する等対応しております。
監査等委員会および会計監査人に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっております。
なお、全社として法律上の判断が必要な際には、顧問弁護士への確認を行うなど、経営に法律的なコントロールが働くようにしております。
当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、巻末の参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反につながるものと認識し、警察および顧問弁護士等と連携のうえ毅然とした姿勢で対応しております。
2. 反社会的勢力に向けた整備状況
⑴対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理部管理課におき、管理課長を不当要求防止責任者としております。
⑵外部の専門機関との連携状況
宮城県警暴力団対策課に事務局を置く「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」「仙台市暴力団追放対策協議会」にも加入し、各種会議等に出席することにより、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
また、顧問弁護士とも有事の際には即時に連携がとれる体制を整えております。
⑶反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況⑵に記載の各団体から提示される各種情報を中心に収集・管理しております。
⑷対応マニュアルの整備状況
⑸社内マニュアルは現在作成しておりませんが、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」より配布された「暴力団対策マニュアル」などを参照し、関連部署に要点を通知しております。
⑹研修活動の実施状況
宮城県公安委員会が開催する「不当要求防止責任講習」に定期的に出席するほか、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」が年各1回開催する「講習会」「研修会」に出席し、その内容を対応部署を中心に報告しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

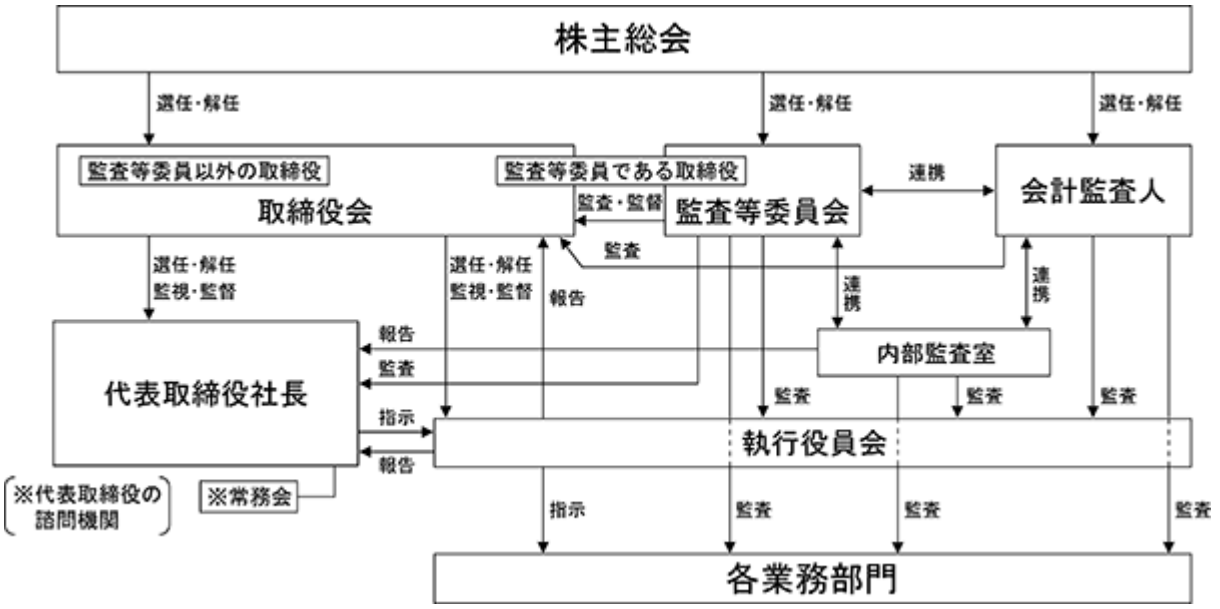
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査等委員以外の取締役
取締役会
監査等委員である取締役
監査等委員会
連携
会計監査人
監査・監督
監査
選任・解任
監視・監督
選任・解任
監視・監督
報告
連携
連携
報告
監査
代表取締役社長
内部監査室
監査
監査
監査
指示
報告
執行役員会
※代表取締役の諮問機関
※常務会
指示
監査
監査
監査
各業務部門

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

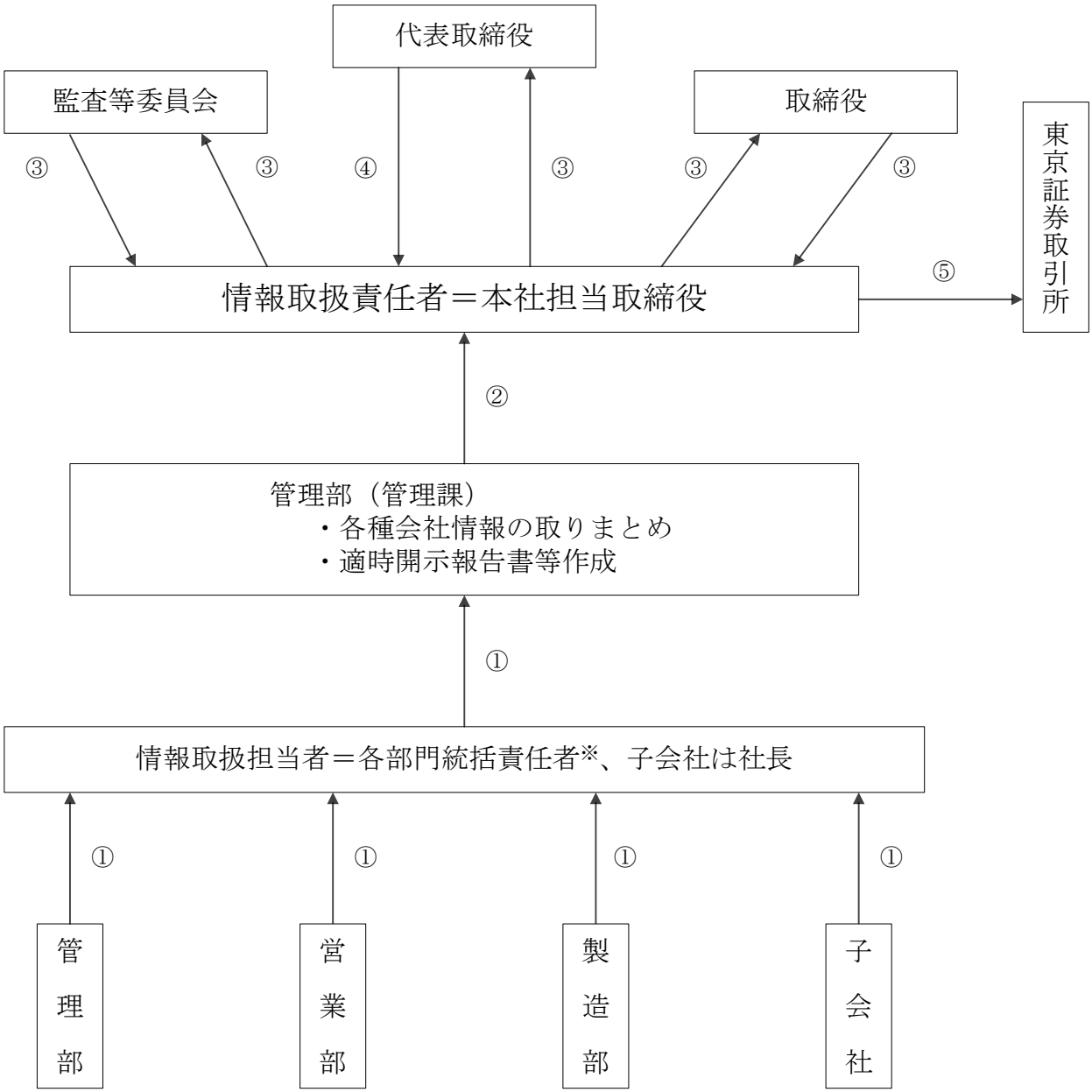

※各部門統括責任者は執行役員を含む

＜各種会社情報の取り扱い＞

① 適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、関連各部、子会社より情報取扱担当者（各部内の統括責任者、子会社の場合は社長）を経て管理部に報告される。

② 管理部においては、連絡されたすべての各種情報を吟味し開示項目に該当するかどうか確認する。適時開示が必要な情報は適時開示報告書を作成の上、情報取扱責任者に報告する。

③ 情報取扱責任者は、取締役、監査等委員会からの情報を受けるとともに、情報開示必要性の根拠、時期および開示資料等を代表取締役および取締役、監査等委員会に報告する。

④ 代表取締役は、情報取扱責任者に開示を指示する。

⑤ 情報の開示。

※ 情報取扱責任者は、関係部内の責任者に対し開示項目の内容、基準および開示時期等に関する資料を配布する等により常に啓蒙に努めるとともに、関係法令、諸規則の変更、開示項目の変更等があった場合は速やかに通知する。

※ 緊急事態が発生した場合は、予め定めてある社内緊急連絡網に基づき遅滞なく対応する。

※ 取締役会、執行役員会をはじめ諸会議等を通じ、常に法令順守および企業倫理意識の啓蒙に努める。

以上